

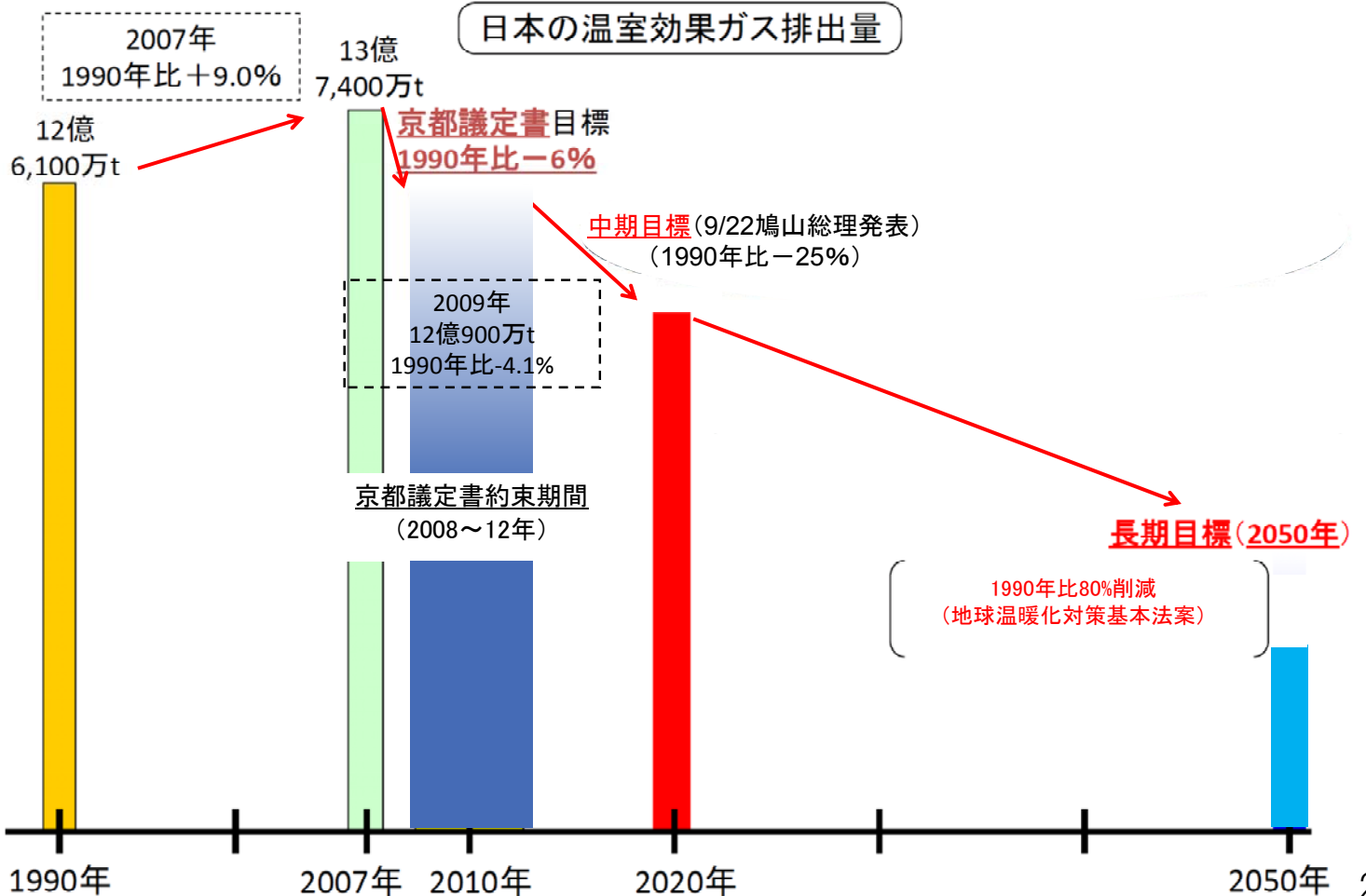
住宅・建築物における省エネルギー対策の強化について

国土交通省 住宅局 住宅生産課



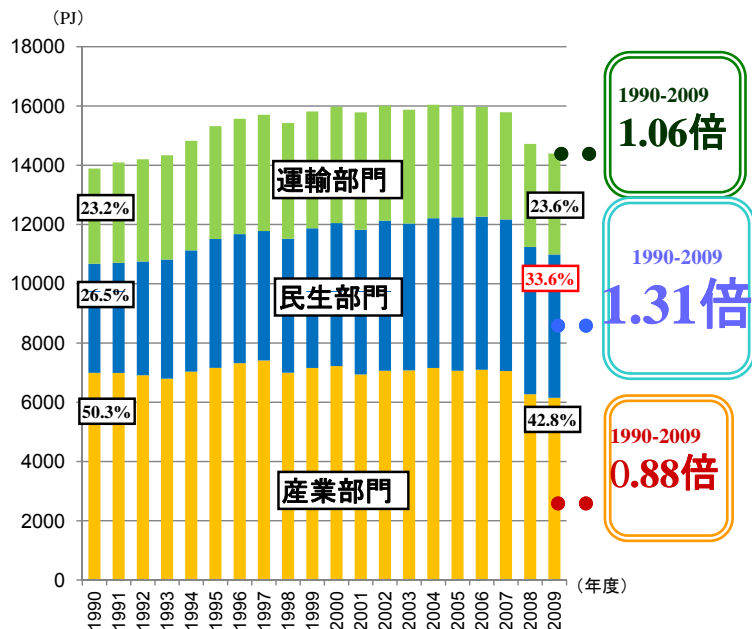
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

我が国の温室効果ガス排出状況と中長期目標

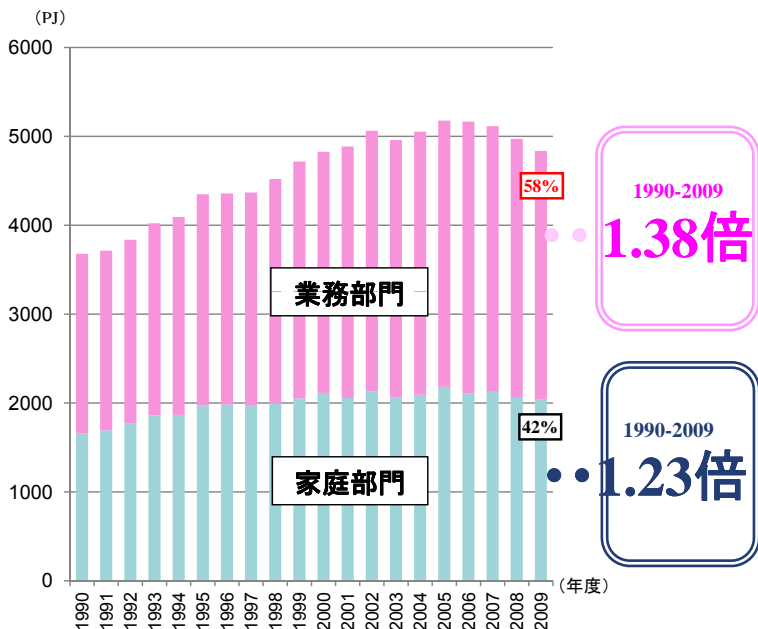


●我が国の最終エネルギー消費の推移を見ると、全体の3割以上を占める民生部門は、産業、運輸部門に比し、過去からの増加が顕著。省エネ対策の強化が最も求められている部門。

【最終エネルギー消費の推移】



【民生(業務/家庭)部門の内訳】

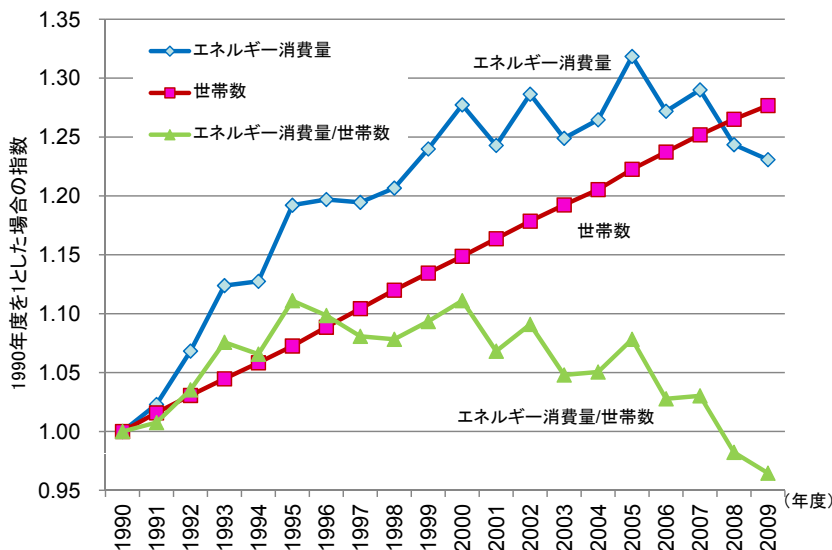


出典:平成21年度エネルギー需給実績(資源エネルギー庁)

家庭部門におけるエネルギー使用量の状況

●家庭部門のエネルギー使用量の増加は、世帯数の増加や機器使用の増加などライフスタイルの変化が大きく影響していると考えられる。

家庭部門におけるエネルギー消費量と世帯数の推移



出典:平成21年度エネルギー需給実績(資源エネルギー庁)

1世帯当たりの機器の保有台数の推移

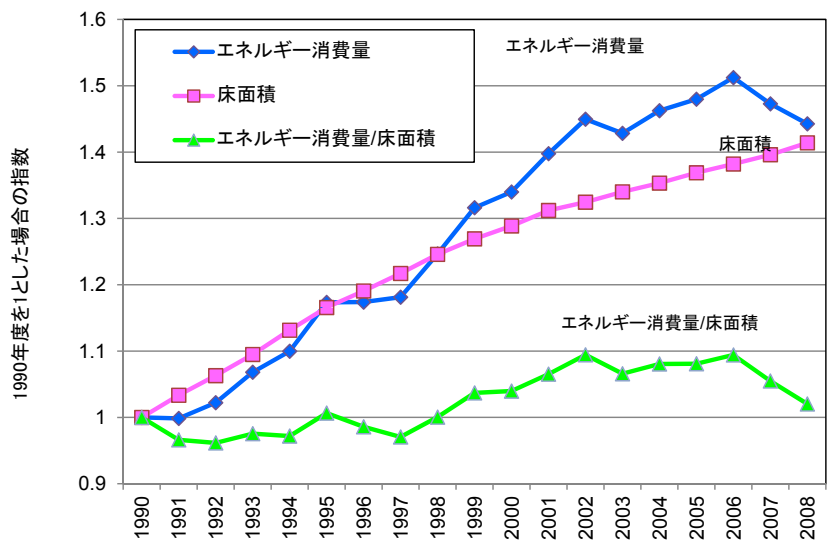
カラーテレビ	2.0台(90年度)→2.4台(09年度)
ルームエアコン	1.3台(90年度)→2.6台(09年度)
電気冷蔵庫	1.2台(90年度)→1.3台(03年度)
パソコン	0.1台(90年度)→1.2台(09年度)
温水洗浄便座	0.0台(90年度)→1.0台(09年度)
DVDプレーヤー	0.0台(90年度)→1.2台(09年度)

出典:エネルギー・経済統計要覧(2011)

●業務部門のエネルギー消費量の増加は、床面積の増加や建物使用時間(営業時間)の増加など利用方法の変化が大きな要因と考えられる。

延べ床面積とエネルギー消費量の推移

建物用途別の建物使用時間(営業時間)の推移



	1990	2005	増加率	単位	
百貨店	2,847	3,613	27%	年間総営業時間	
コンビニ	22.1	23.6	7%	1日あたり営業時間	
スーパー	大規模	10.2	12.6	23.5%	1日あたり営業時間
	中規模	10.4	11.4	9.6%	1日あたり営業時間
事務所	自社ビル	10.6	11	3.8%	1日あたり建物使用時間
	テナント	11.2	11.8	5.4%	1日あたり建物使用時間

出典:平成20年度エネルギー需給実績より資源エネルギー庁作成

百貨店協会及びチェーンストア協会公表資料並びに関西地区建物エネルギー消費実態報告書・都内大規模事業所のエネルギー使用に関わる実態調査より

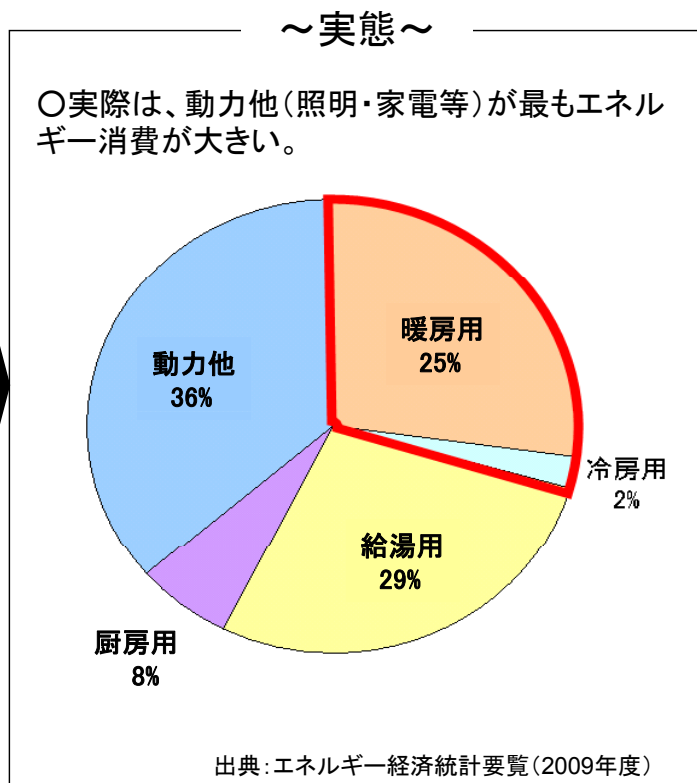
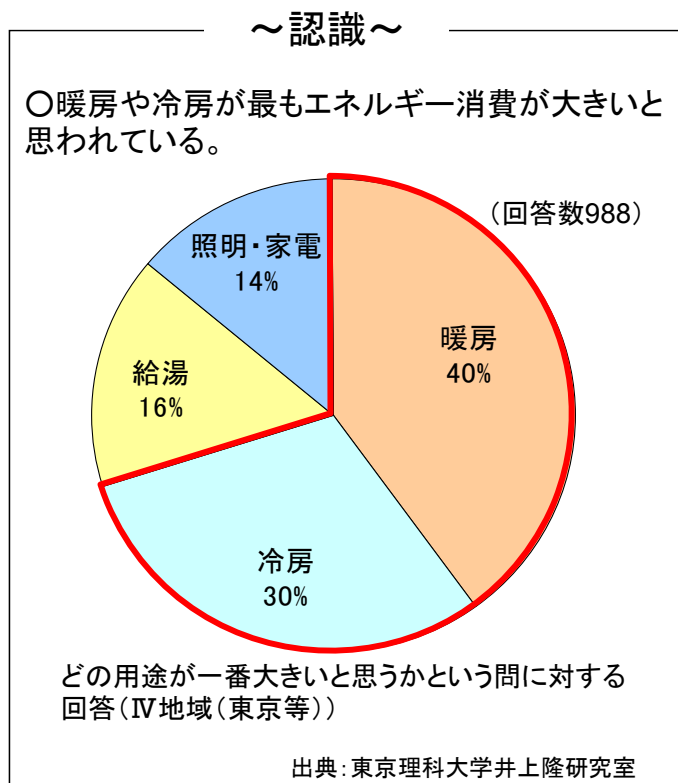
家庭部門におけるエネルギー消費量の推移

- エネルギー消費量のうち、動力他が1990年比で+51.2%と大幅に増加している。
- 2008年度では、エネルギー消費量のうち、動力他が全体の35.9%と大きな割合を占めている。

	1990年度エネルギー消費量(P・J)	2008年度エネルギー消費量(P・J)	増加量	増加比
暖冷房用	477 (26.9%)	583 (26.5%)	106 (24.7%)	22.3%
給湯用	614 (34.6%)	650 (29.5%)	36 (8.3%)	5.9%
厨房用	159 (9.0%)	179 (8.1%)	20 (4.6%)	12.6%
動力他	524 (29.5%)	792 (35.9%)	268 (62.3%)	51.2%
合計	1774 (100%)	2205 (100%)	431 (100%)	24.3%

出典:エネルギー・経済統計要覧(日本エネルギー経済研究所)等より作成。

- 約7割の人が、暖房または冷房エネルギーが一番エネルギー消費が大きいと認識。
- 実態は照明・家電が一番大きく、実態と認識が大きく乖離。



省エネ法(住宅・建築物)の概要

【省エネ法 第72条(要約)】

住宅・建築物の建築、修繕等しようとする者及び所有者は、国が定める基本方針に留意して、住宅・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

省エネ法における義務の対象及びエネルギーの効率的利用のための措置が著しく不十分な場合の担保措置について
(赤字部分はH20年度改正)

義務	対象	建築物		住宅		
		第1種特定建築物 (2,000㎡)	第2種特定建築物 (300～2,000㎡)	第1種特定建築物 (2,000㎡)	第2種特定建築物 (300～2,000㎡)	住宅事業建築主
①新築・増改築時の省エネ措置の届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	—
	指示・公表・命令・罰則	—	勧告	指示・公表・命令・罰則	勧告	—
②大規模な設備改修時の省エネ措置の届出義務	届出義務	—	—	届出義務	—	—
	指示・公表・命令・罰則	—	—	指示・公表・命令・罰則	—	—
③省エネルギー措置の届出後の3年毎の維持保全状況の定期報告義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	—	—
	勧告	—	勧告	勧告	—	—
④住宅事業建築主の特定住宅における省エネ性能の向上	—	—	—	—	—	努力義務※

- ・エネルギーの効率的利用のための措置の届出義務違反⇒50万円以下の罰金
- ・維持保全状況の定期報告義務違反⇒50万円以下の罰金

※住宅事業建築主(150戸/年以上)が新築する特定住宅における性能の向上に関し、判断基準に照らして性能の向上を相当程度行う必要がある場合、国土交通大臣は勧告、公表、命令することができる

<H20改正前>

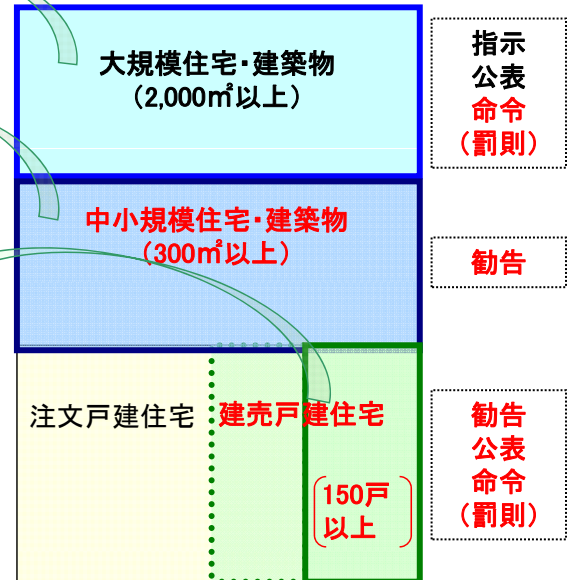
大規模な住宅・建築物(2,000㎡以上)の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等

改正

<H20改正後>

- ①担保措置の強化
→大規模住宅・建築物(2,000㎡以上)に命令・罰則を導入
- ②届出義務対象の拡大
→中小規模住宅・建築物(300㎡以上)も対象に
- ③「住宅トッパー基準」の導入
→住宅供給事業者(ハウスメーカー等)の新築・販売する戸建住宅に設定。
- ④住宅・建築物の省エネルギー性能の表示等を推進。

<改正省エネ法の枠組み>



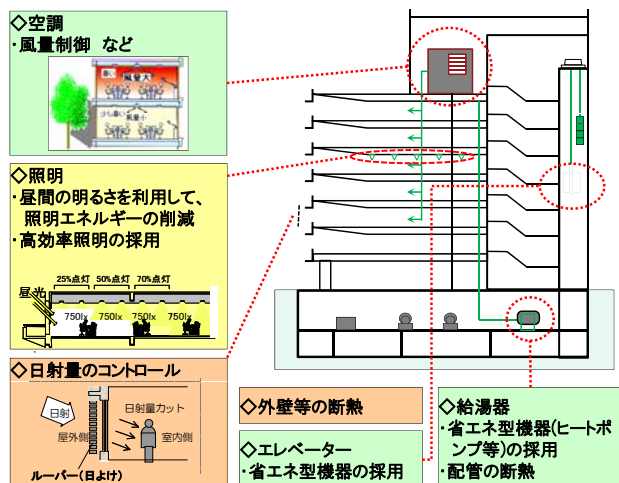
※②は平成22年4月施行。その他は平成21年4月施行。

※ 赤字がH20の法改正部分

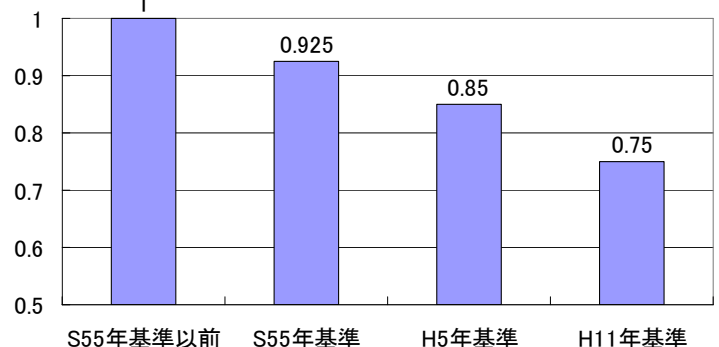
建築物の省エネ基準

- 建築物の省エネ基準は、建築計画や外皮設計(ガラスの仕様、断熱材の厚さ等)などの断熱性能に関わる基準「PAL」と建築設備の省エネルギー性能に関わる基準「CEC」からなる。
- 「CEC」は、建築設備毎に基準を規定している。【CEC/AC(空調設備)、CEC/V(機械換気設備)、CEC/L(照明設備)、CEC/HW(給湯設備)、CEC/E(昇降機)】
- 省エネ基準「PAL」および「CEC」は、建物用途別に規定している。
【事務所、ホテル、病院、物販店舗、飲食店、学校、集会所、工場】
- 省エネ基準は1980(昭和55)年に制定され、1993(平成5)年、1999(平成11)年に順次強化。

●建築物の省エネルギー対策のイメージ



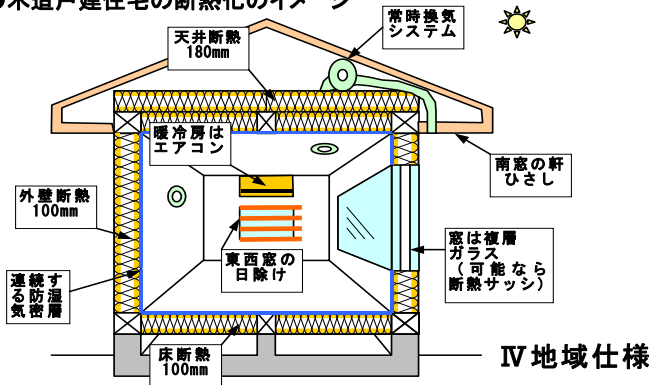
●各省エネ基準に適合する建築物におけるエネルギー消費量の比較



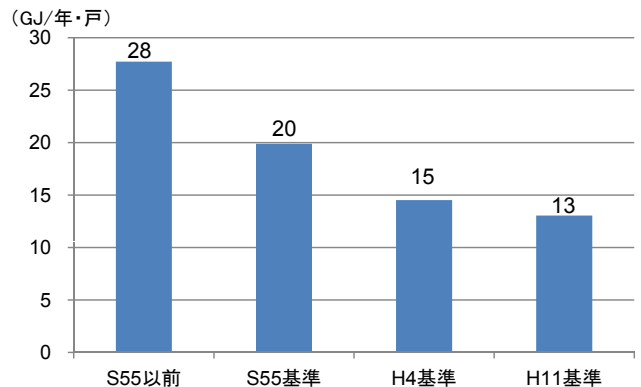
※ S55基準以前(従来型)の建築物におけるエネルギー消費量を1としたとき、それと同等の室内環境等を得るために必要なエネルギー消費量(エネルギー消費指数)

- 全国を6つの地域に区分し、地域ごとに断熱性、日射遮蔽性等に関する基準を規定。
- 1980(昭和55)年に制定。1992(平成4)年、1999(平成11)年に強化。
- 2006年に共用部分の建築設備に関する事項を追加。

●木造戸建住宅の断熱化のイメージ



●年間暖冷房エネルギー消費量※の試算



●基準ごとの断熱仕様等の比較

項目	S55年以前	S55年基準	H4年基準	H11年基準(現行基準)
性能基準				
熱損失係数	—	5.2 W/(㎡K) 以下	4.2 W/(㎡K) 以下	2.7 W/(㎡K) 以下
仕様基準 (例)				
	断熱材(外壁)	なし	グラスウール30mm	グラスウール100mm
	断熱材(天井)	なし	グラスウール40mm	グラスウール180mm
開口部(窓)	アルミサッシ +単板	アルミサッシ +単板	アルミサッシ +単板	アルミニ重サッシ 又はアルミサッシ+複層ガラス
年間暖冷房費※	約6万5千円/年	約4万7千円/年	約3万4千円/年	約3万1千円/年
年間暖冷房エネルギー消費量※	約28GJ	約20GJ	約15GJ	約13GJ

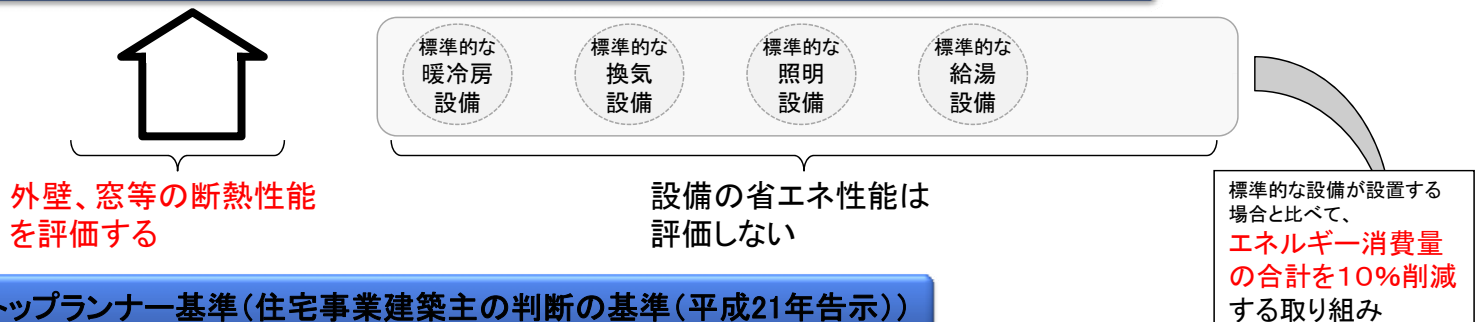
※ 一定の仮定において、国土交通省において試算。

トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)

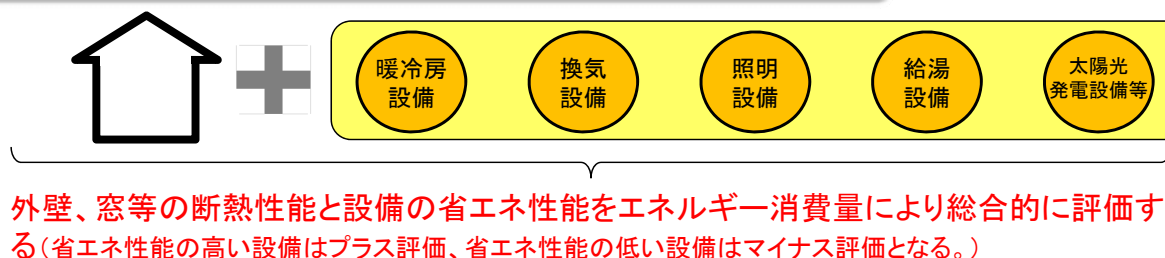
● トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)

- ・住宅の建築を業として行う建築主(住宅事業建築主)に対して、その供給する建売戸建住宅の省エネ性能の向上の目標を定め、**断熱性能の確保、効率性の高い建築設備の導入等により、一層の省エネ性能の向上を誘導。**
- ・目標年次(5年後(2013年度)を目標年次として設定)において、目標の達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣は、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して性能の向上を図るべき旨の勧告、その勧告に従わなかったときは公表、命令(罰則)。

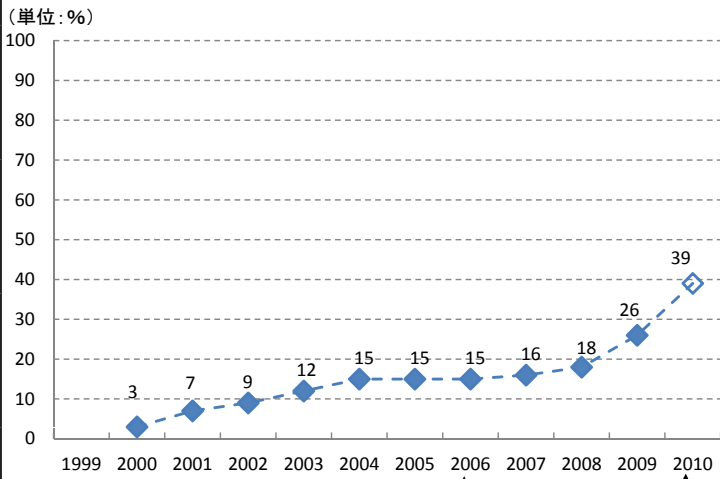
省エネ基準 (住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年告示))



トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準(平成21年告示))



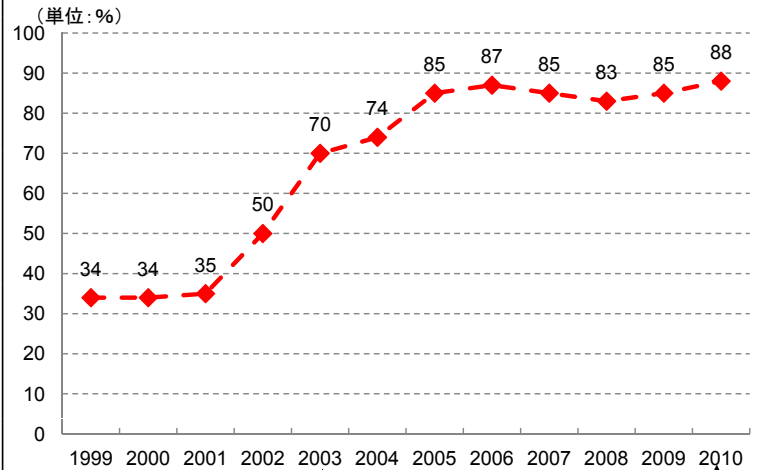
新築住宅における省エネ判断基準適合率※の推移 (平成11年基準)



2006年4月より省エネ措置の届出を義務付け
2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大

※ 2009年度までは2010年度における住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値、2010年度は住宅エコポイント発行戸数(戸建住宅)、省エネ法の届出調査(共同住宅等)による推計値(暫定値)

新築建築物の省エネ判断基準適合率※の推移 (平成11年基準)



2003年4月より省エネ措置の届出を義務付け
2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大

※ 当該年度に建築確認された建築物(2,000㎡以上)のうち、省エネ判断基準(平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

住宅・建築物分野における対策

住宅・建築物に関する省エネルギー・省CO2への取組み

経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、有識者、実務者等から構成する「**低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議**」を設置し、住まいのあり方や住まい方について、省エネ・省CO2の推進方策を検討中。

※「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」において「省エネ基準の適合義務化について、対象、時期等の検討」が2011年に見込まれる主要な成果の一つとして位置づけられている。

CO2排出削減対策の基本的方向

住宅・建築物の省エネ化

- 大規模建築物の省エネ基準体系の見直し
※これまでの設備毎の基準から、建築物全体での一次エネルギー消費量に着目した基準へ
- 省エネ基準適合義務化及びその工程を検討
※産業・運輸等他部門の義務化等の取組みとの整合や国民・企業負担への配慮、機器等の性能担保方法、伝統的な木造住宅や住まい方の評価方法等に課題。
- 省エネ性能等の表示(ラベリング等)による「見える化」の促進

既存ストック対策

- 補助、税制等の支援による省エネ・リフォームの推進。

再生可能エネルギーの導入

- 住宅・建築分野において活用余地の大きい太陽光発電や、太陽熱・地中熱の導入を推進。

ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減

- LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅の普及等により、建設から維持管理、廃棄・再利用等までライフサイクルを通じたCO2排出削減。

CO2排出削減対策の進め方

CO2排出削減と快適性等の間接的便益の実現

- 快適性や健康性、知的生産性の向上など間接的便益の「見える化」の推進

住宅・建設市場の活性化

- 住宅・建築物の省エネ化を通じた高性能化、付加価値向上による住宅・建設産業活性化と中小事業者への配慮

国民、事業者、行政が一体となったハード・ソフトの取組の推進

- ハードの取組みに加え、住まい方や使い方などのソフトの取組の推進

住宅・建築物の省エネ対策の強化に関する支援策

- 環境・ストック活用推進事業 (平成23年度予算:160億円)
→省CO2技術(断熱、設備、自然エネルギー等)の普及啓発に寄与する先導的な住宅・建築物プロジェクトや住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するリフォーム等に対する支援
- 住宅エコポイント制度 (平成21年度～平成22年度補正予算等合計:2,442億円(3省合計))
→H23年7月末までに着工・着手した新築・リフォーム工事を対象として終了
- 優良住宅取得支援制度(フラット35S) (平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費:2,235億円)
- 住宅の省エネ改修に係る所得税・固定資産税の控除等

趣旨

我が国の温室効果ガスの排出削減のためには、排出量が1990年比で1.4倍と最も増大している民生部門(家庭・業務)における取組を一層充実・強化することが必要である。

このため、2020年を見据えて、住宅・建築物における取組について、住まいのあり方や住まい方を中心に関係者に幅広く議論いただき、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向性をとりまとめる。

検討事項

- 住宅・建築物からのCO2排出削減に対する基本的考え方
 - ・住宅・建築物からのCO2排出削減の重要性に対する再認識、共有
 - ・排出削減策の基本的方向性の提示
 - 住宅・建築物のライフサイクル全体を通じたCO2排出削減
 - ハード(住まい)のみならずソフト(住まい方)の対策の重要性
 - 国民生活や経済活動に支障を来さないよう、中小企業対策等の推進
 - 新たなビジネスチャンスを生み出す工夫
- 住宅生産の現状等も踏まえた低炭素社会に向けた住まいのあり方
 - ・2020年～30年に目指すべき新築住宅・建築物の姿
 - ・住宅・建築物の省エネ化に伴う国民負担と快適性や健康なども含むメリットの提示
- 低炭素社会に向けたCO2排出削減に貢献する住まい方
 - ・ライフスタイル、ワークスタイルのあり方の提示
- 住宅・建築物からのCO2排出削減に向けた国民、事業者、行政等の役割

委員名簿

委員長	茅 陽一	財団法人地球環境産業技術研究機構 副理事長
委員	青木 宏之	社団法人全国中小建築工事業団体連合会 会長
	岩沙 弘道	社団法人不動産協会 理事長 三井不動産株式会社 取締役社長
	柏木 孝夫	国立大学法人東京工業大学総合研究院 教授
	坂本 雄三	東京大学大学院 教授
	崎田 裕子	ジャーナリスト/NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長/NPO法人新宿環境活動ネット代表理事
	櫻井 敬子	学習院大学法学部 教授
	田村 豪勇	全国建設労働組合総連合 中央執行委員長
	中上 英俊	国立大学法人東京工業大学総合研究院 特任教授 株式会社住環境計画研究所代表取締役所長
	中村 勉	建築家 工学院大学 教授
	樋口 武男	社団法人住宅生産団体連合会 会長 大和ハウス工業株式会社 代表取締役会長兼CEO
	藤本 勝司	社団法人日本建材・住宅設備産業協会 会長 日本板硝子株式会社 取締役会議長兼会長
	村上 周三	慶応義塾大学 教授 独立行政法人建築研究所 理事長

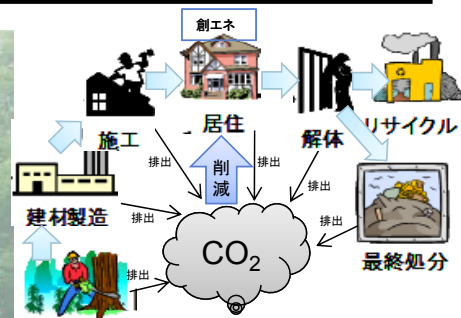
進め方

- 第1回(平成22年6月) 推進会議の発足
現状の整理
(委員ヒアリング等の実施)
- 第2回(平成22年11月) 論点整理
- 第3回 とりまとめ(予定)

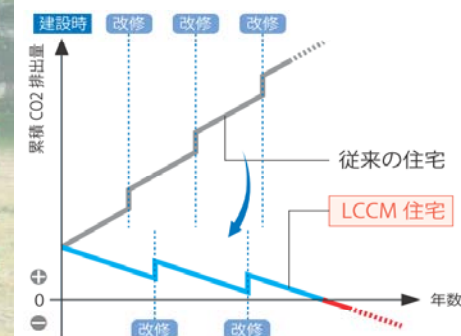
LCCM(ライフサイクルカーボンマイナス)住宅について

●使用段階のCO2排出量に加え資材製造や建設段階のCO2排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO2排出量をマイナスにする住宅の開発・普及を推進し、我が国の地球温暖化防止対策の一層の進展に寄与する。

LCCM住宅デモンストレーション棟(建築研究所内 つくば市) 概要



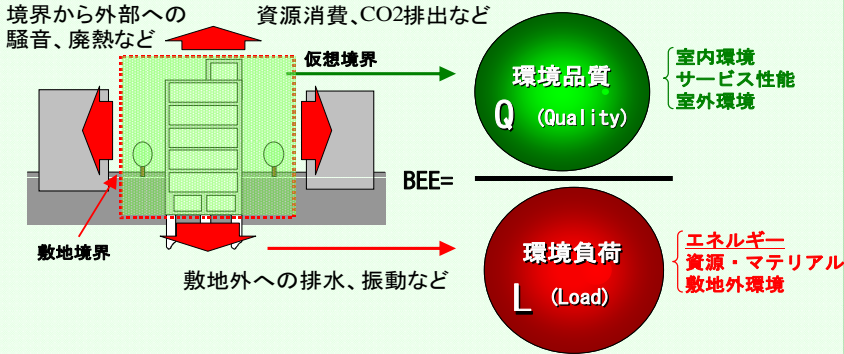
資源の採取 LCCM住宅のライフサイクルとCO2排出のイメージ



ライフサイクル全体を通じたCO2排出量推移のイメージ

●住宅・建築物・まちづくりの環境品質・性能の向上(室内環境、景観への配慮等)と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す「建築環境総合性能評価システム(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)」の開発・普及を推進。(2001~)

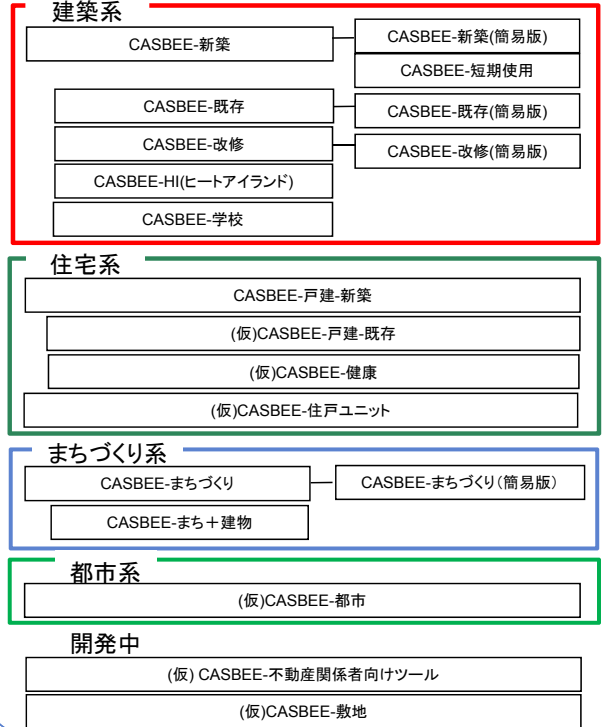
CASBEEのイメージ



評価結果イメージ



CASBEEの全体像



住宅エコポイント

国土交通省・経済産業省・環境省 合同事業

平成21年度第2次補正予算 1,000億円
平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費 1,412億円
平成22年度補正予算 30億円

ポイントの発行対象

エコ住宅の新築

・平成21年12月8日～平成23年7月31日(*)
に建築着工したもの

エコリフォーム

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事
・平成22年1月1日～平成23年7月31日(*)
に工事着手したもの
(なお、これらに併せて、バリアフリー改修を行う場合、ポイントを加算)

(*)工事の対象期間を5ヶ月間短縮
(平成23年5月13日公表。下線(*)は短縮後の期限)

平成23年1月1日以降に建築着工(工事着手)し、エコ住宅の新築・エコリフォームの工事と併せて、以下の省エネ性能が優れた住宅設備の設置を行う場合について、それぞれ2万ポイントを発行

太陽熱利用システム ※エコ住宅の新築・エコリフォームで対象
節水型トイレ ※エコリフォームの場合のみ対象
高断熱浴槽 ※エコリフォームの場合のみ対象

ポイント数

エコ住宅の新築 1戸あたり300,000ポイント
(太陽熱利用システムを設置する場合は、320,000ポイント)
エコリフォーム 工事内容ごとに、2,000~100,000ポイント
(1戸あたり300,000ポイントを限度)

ポイントの申請期限等

○ポイント発行の申請期限

エコ住宅の新築: 1戸建ての場合:H24.6.30まで
共同住宅等※の場合:H24.12.31まで
※ただし、階数が11以上の共同住宅等についてはH25.12.31まで
エコリフォーム :H24.3.31まで

○ポイントの交換申請期限

H26.3.31まで(エコ住宅の新築、エコリフォーム問わず)

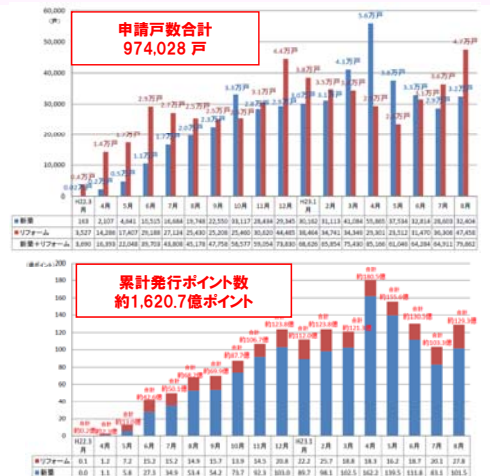
ポイント申請・発行状況(平成23年8月末)

【申請戸数】

・新築 45.6万戸
・リフォーム 51.7万戸

【発行ポイント数】

・新築 1,334.0億ポイント
・リフォーム 286.7億ポイント



○住宅リフォーム工事費(省エネ)の税額控除【所得税】

標準工事費の10%を税額控除…最大20万円の税額控除

◆省エネリフォーム:適用期限をH24.12まで延長

	省エネ	
	標準工事費	太陽光発電設置
平成23年	200万円	300万円
平成24年	200万円	300万円

【省エネリフォーム工事の例】

工事内容	標準工事費
内窓の新設	93万円
天井の断熱工事	29万円
床の断熱工事	46万円
合計	168万円

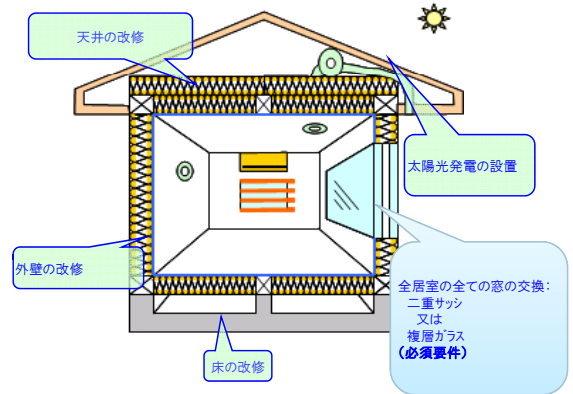
※住宅エコポイントや補助金等の支給額を対象工事費用から控除

※このほか、バリアフリー・耐震リフォームの税制措置を延長等(耐震リフォームは後掲)

税額控除	16.8万円
------	--------

注)首都圏における標準工事費、平均床面積等を使用

【省エネリフォームのイメージ】



○グリーン投資減税【所得税・法人税】

対象設備を取得し1年以内に事業の用に供した場合、以下の特例(選択制、H26.3まで)

- 取得価額の30%相当額の特別償却
- 取得価額の7%相当額の税額控除 (中小企業者等のみ)

(建築物に係る省エネルギー設備)

◆エネルギー使用合理化設備
【対象】以下の設備を全て同時に設置

- 高断熱窓設備
- 高効率空調設備
- 高効率機械換気設備
- 照明設備

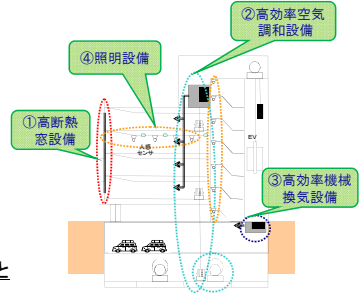
◆エネルギー使用制御設備
【対象】ビルエネルギー管理システム

- 測定装置
- 中継装置
- アクチュエーター
- 可変風量制御装置
- インバーター
- 電子計算機により構成

【要件】それぞれの設備が現行省エネ基準を25%上回ること

【要件】省エネルギー効率が全体で5%改善すること

【エネルギー使用合理化設備のイメージ】



(参考)期限を迎えていない主な住宅税制

- 住宅リフォーム借入金の税額控除【所得税】:省エネリフォームに係るローン残高の2%等の税額控除[~H25]
- リフォーム済住宅の税額軽減【固定資産税】:省エネリフォームを実施した場合、固定資産税を軽減等[~H24]

住宅・建築物省CO₂先導事業の概要

省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築物プロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、住宅・建築物における省CO₂対策の強力な推進を図る。

国が民間等より広く提案を公募 (学識経験者による評価の実施)

リーディングプロジェクトの実施

新築

既存の改修

マネジメントシステム整備等

<プロジェクトのイメージ>



<想定される提案例>

- エネルギーの有効利用
 - ・太陽光、太陽熱、風力、地熱等の自然エネルギーの有効利用 等
- 高効率な熱源システムの導入
 - ・複数建築物間の熱融通
 - ・燃料電池システムの導入 等
- エネルギーの使用を効率化するシステムの導入
 - ・エネルギー消費量の見える化 等
- 地域特性に応じた取り組み
 - ・気候風土を活かした設計手法 等
- 建設・解体時等における省CO₂化
 - ・国産材・天然乾燥木材の利用 等

【応募・採択の実績】

	応募件数	採択件数
平成20年度第1回 (H20.4.11~5.12)	120件	10件
平成20年度第2回 (H20.8.1~9.12)	34件	10件
平成21年度 第1回 (H21.2.6~3.31)	46件	16件
平成21年度 第2回 (H21.7.15~8.25)	52件	20件
平成22年度 第1回 (H22.3.5~4.9)	49件	14件
平成22年度 第2回 (H22.8.16~9.24)	42件	14件
平成23年度 第1回 (H23.5.12~6.30)	39件	13件

【採択事業の内訳】

		H20	H20	H21	H21	H22	H22	H23	計
		第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	
新築	建築物	4件	5件	8件	9件	8件	8件	5件	47件
	戸建住宅	4件	3件	0件	5件	0件	3件	3件	18件
	戸建・集合住宅	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件
	集合住宅	0件	0件	2件	2件	3件	0件	1件	8件
改修	住宅・建築物	1件	1件	4件	1件	2件	1件	2件	12件
マネジメント		1件	1件	1件	0件	1件	1件	1件	6件
技術の検証		0件	0件	1件	2件	0件	1件	1件	5件
計		10件	10件	16件	20件	14件	14件	13件	97件

※全般部門のみ。平成21年第2回の戸建工務店対応事業に採択された3件は、戸建住宅に含む。

事業の成果等を広く公表

→ 取組みの広がりや意識啓発に寄与

＜募集内容＞

基本的には第1回の募集内容を踏襲しているが、第2回募集については特に次のテーマについて積極的に募集を行っている。

① 面的エネルギー対策に関する技術提案

複数の住宅・建築物を対象とし、複数敷地、街区、まちづくり等への面的な広がりを期待できる技術。

② 再生可能エネルギー、スマートメーター等に関する提案

再生可能エネルギーの合理的な活用、スマートメーター等を活用した供給側・需要側の両面を考慮した需要制御・マネジメント、分散型エネルギーの導入など、新たなエネルギーシステムの構築に繋がる建物・街区等での取り組み。

③ 電力需要の安定・平準化、災害時への対応等に関する提案

建物・街区等において、電力需給の安定・平準化、非常時の機能維持への配慮など、喫緊の課題に対応しつつ、省CO₂実現に貢献する取り組み。

＜募集期間＞

平成23年9月9日(金) ～ 平成23年10月31日(月) ※消印有効

建築物省エネ改修推進事業の概要

建築物の外壁や窓の省エネ性能を向上させるとともに、効率性の高い空調・給湯設備への更新等を行う省エネ改修事業を公募し、工事費等の一部を補助することで、既存建築物の省エネ化を推進する。
 ※平成23年度より、更なる省エネの推進を図るため、省エネ改修を契機にエネルギー使用量等の計測に取り組み、継続的なエネルギー管理や省エネルギー活動を実施することとしている。

【事業要件】

- 事業の要件
 - ・建物躯体(外壁・窓、屋根等)の省エネ改修を行うもの
 - ・建物全体において、改修前と比較して10%以上の省エネ効果が見込まれること
 - ・エネルギー消費量等の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること等
- 補助対象
 - 工事費、設備費、エネルギー計測に係る費用
- 補助率 限度額
 - 1/3 5,000万円(設備部分は2,500万円)

【応募・採択の実績】

	応募件数	採択件数
平成20年度	約1810件	約480件
平成21年度※1	約340件	約310件
平成22年度※2	約1950件	約1080件
平成23年度	約460件	審査中 〔一部の事業者に対し〕 採否の連絡済

※1: 第1回、第2回の合計 ※2: 第1回、第2回、緊急支援(第3回)の合計

公募・予算の範囲内で事業内容に応じ、採択

省エネ改修の実施・工事費等補助

＜省エネ改修の内容例＞

○躯体(外皮)の省エネ改修

- ・屋根・外壁等(断熱)
- ・開口部(複層ガラス、二重サッシ等)
- ・日射遮蔽(庇、ルーバー等)等

○高効率設備への改修

- ・空調、換気、給湯、照明、昇降設備、
- ・太陽光発電設備※

※設備改修が太陽光発電のみの場合は不可

＜省エネ改修事例＞

○Before



○After



エネルギー使用量の計測・報告
継続的なエネルギー管理や省エネルギー活動を実施